

群馬県警察署協議会条例

平成13年3月27日
条例第12号
改正平成22年10月28日条例第49号

(趣旨)

第1条 この条例は、警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第4項の規定に基づき、警察署協議会の設置、その委員の定数、任期その他警察署協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び名称)

第2条 警察署に、警察署協議会を置く。

2 警察署協議会の名称は、その置かれた警察署の名称に冠された字句を冠したものである。

(委員の定数)

第3条 各警察署協議会の委員の定数は、15人以内において公安委員会規則で定める。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、1回に限り再委嘱されることができる。

3 群馬県公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があった場合その他特別の理由がある場合は、委員を解嘱することができる。

(会長)

第5条 警察署協議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、警察署協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 警察署協議会の庶務は、その置かれた警察署において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、警察署協議会の運営に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、警察法の一部を改正する法律（平成12年法律第139号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日〔平成13年6月1日〕から施行する。

(委員の定数及び任期等に関する特例)

2 警察署の統合又は管轄区域の変更（以下「統合等」という。）があった場合における当該統合等に係る警察署に置かれる警察署協議会の委員の定数及び任期等については、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該統合等のあった日から2年以内の期間を限り、当該統合等の実情を勘案して、公安委員会規則で特別の定めをすることができる。

附 則

(平成22年10月28日条例第49号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日〔平成23年3月16日（平成22年12月公安委員会規則第5号）〕から施行する。